

令和6年度
閱 覧 設 計 書

工 事 名	広域河川改修工事(万之瀬川R6-2工区)(合併)
工 事 箇 所	南さつま市金峰町高橋地内
河 川 名	万之瀬川
工 期	令和7年3月25日限り

【 閱 覧 設 計 書 内 訳 】

内 訳	添付の有無
特記仕様書	○
図面	○
設計内訳(金抜) ※	○

※は参考資料である。

◎本閲覧における問合せについては担当課までお願いします。

担 当 課	河川砂防係
-------	-------

【留意事項】
従来の「閲覧設計図」の名称を廃止し、「実施設計図」を閲覧設計書に添付しています。
○鹿児島県 土木部

照合確認	電子閲覧
------	------



特記仕様書

工事名：広域河川改修工事(万之瀬川R6-2工区)(合併)
河川名：万之瀬川
工事箇所：南さつま市金峰町高橋地内

第1章 総則

第1条 (準拠図書)

本工事は、契約書、設計図書及び本特記仕様書によるほか、次の各項の定めによるものとする。

- 1 土木工事共通仕様書(鹿児島県土木部・令和6年4月)
- 2 土木工事施工管理基準(鹿児島県土木部・令和4年1月)
- 3 土木請負工事必携(鹿児島県土木部・平成28年4月)
- 4 道路事業の手引き(鹿児島県土木部・平成30年4月)
- 5 河川事業設計基準書(鹿児島県土木部・平成28年3月)
- 6 砂防事業設計基準書(鹿児島県土木部・平成29年10月)
- 7 急傾斜事業設計基準書(鹿児島県土木部・平成15年4月)
- 8 その他関係要綱、指針、示方書等

なお、これらは契約日における最新版を使用するものとする。

また、これらに記載されていない事項で疑義が生じた場合は、監督職員と協議し、その指示に従うこと。

工事関係書類の様式の統一化

【鹿児島県ウェブサイト】

ホーム > 社会基盤 > 公共事業 > 技術管理・検査 > 仕様書等 > 工事関係書類一覧表
(県の公式ホームページの「キーワードから探す」で「工事関係書類一覧表」検索でも可)

第2条 (施工条件明示)

次の「施工条件明示(特記すべき事項)」によるものとする。

第2章 その他

第3条 (情報共有システム活用推進について)

- 1 情報共有システムは、「鹿児島県電子納品ガイドライン(案)」及び「同運用の手引き」に定めたものでASP方式とする。
- 2 利用する情報共有システムのプロバイダは、受発注者協議の上、決定することとする。

第4条 (第2条に記載以外の施工条件の明示)

本工事は、施工にあたっての施工条件を下記に明示するので、受注者は、施工計画書の作成時及び工事施工時においては、十分留意するものとする。

なお、明示した施工条件に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。

また、工実施期間中に発生した施工条件についても、発注者・受注者協議し、契約変更の対象とする。

(1) 工程関係

- ①本工事は、下記の工区と関連していることから、現場安全管理(安全施設の設置など)について、安全協議会を開催し定期的に調整を行うこと。

工事名	工期	施工業者	備考
広域河川改修工事(万之瀬川R5-1工区) (合併)	R5.10.6 ～	(株)前園建設	橋梁下部工 躯体工 P1橋脚
	R7.3.25		
広域河川改修工事(万之瀬川R6-1工区) (合併)	R6.11.22 ～	(株)上東建設	仮設工 仮栈橋 仮設構台
	R7.3.25		

(2) その他

- ①建設機械・仮設材の運搬費について

下記の建設機械等における運搬費は、最寄りの基地局から現場までの往復(又は片道)運賃を計上しているが、当初設計と異なる場合は、変更契約の対象とする。

なお、運搬状況が確認できる書類(運搬証明・搬入状況写真等)を監督職員に提出すること。

(仮設材)

名称	数量
仮設構台下部工資材(支持杭)	139.32 t
仮設構台上部工資材(覆工板)	60.848 t

(支持杭打込の施工機械)

名称	杭番号	打込長	パイプロハンマ規格	ベースマシン
H型鋼打込	KP6~KP9	42.1~43.1	油圧式172kw(929KN)	クローラークレーン120 t 吊

- 第5条 (クレーン類の賃料について)
ラフテレーンクレーン、トラッククレーン及びクローラークレーン4.9 t 吊の賃料は、公共事業設計単価表の日標準賃料で積算しているが、賃貸期間がラフテレーンクレーン、トラッククレーンの合計で24日未満となる場合、クローラークレーン4.9 t 吊で20日未満となる場合は、通常賃料での積算として設計変更の対象とする。
- 第6条 (クレーン類の作業料金について)
ラフテレーンクレーンの賃料は見積り単価の長期割引ありで積算しているが、ラフテレーンクレーンの賃貸期間が24日未満となる場合は、「長期割引なし」単価での積算として設計変更の対象とする。
- 第7条 (鋼材の賃料について)
本工事で設置する上部工及び支持杭の一部及、また、既設置済みのKA2~KP2間の上部工及び支持杭の一部についてはリースとなっている。
賃料期間の実績について報告することとし、変更の対象とする。
- 第8条 (工食用基準)
基準点：監督職員の指示による。
- 第9条 (工事打合簿)
協議、承諾、報告事項等は、すべて工事打合簿により行うこと。
工事打合簿については、電子メールにて取り交わすことができる。工事打合簿の処理・回答にあたっては、事務処理が煩雑とならないよう、一つの打合せ事項について1枚の「工事打合簿」に整理するものとする。
- 第10条 (出来形確認)
工事完成届を提出するまでの間において、受注者の現場代理人、主任技術者等の立ち会いのもと、
- 第11条 (緊急連絡体制等)
工事の期間が年末年始、長期連休期間、盆休み、その他長期休暇中に係る場合は、事前にその期間の管理体制、緊急連絡体制について記した書類を提出すること。
また、警報発令時は、現場巡回を行い、結果を監督職員へ報告すること。
- 第12条 (工程管理)
1 本工事の工程を計画する際は、当該事業における関係工区の現場代理人との協議調整を密に行い、円滑な工程管理に努めるものとする。
2 受注者は毎月末日の工事出来高について、月末状況写真(全景)を添付し、毎月25日までに監督職員に報告しなければならない。
3 「土木工事施工管理基準」に従い工程管理を的確に行うとともに、主要な工程変更については、監督職員と協議を行うこと。
また、概略の週間工程表(今週の実績及び来週の予定(2週間分)、立会希望日等を記)を作成し、毎週末、監督職員に提出すること。(電子メール可)
- 第13条 (工事現場における施工管理業務について)
本工事は、「施工管理業務」の委託を予定している。「施工管理員」が本工事にける立会及び段階確認、品質出来高管理等において、施工管理が必要な立会を実施する。現場に関する変更協議等については、監督員及び総括監督員と協議すること。なお、施工管理員は、施工管理業務のみを実施するものであり、本工事における指示等の権限は有しない。
- 第14条 (再生資源利用計画)
受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。
また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
- 第15条 (再生資源利用促進計画)
受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設

汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

第16条 (路上工事の縮減)

路上工事縮減の期間については、受注後に別途指示することとする。

第17条 工事の実施にあたっては、「環境改善実施要領（工事編）」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。

第18条 (前払金等の支払い)

本工事には、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社と保証契約を締結したもののみ、前払金を各会計年度の対象金額の40%の範囲で支払うことができるものとする。

また、鹿児島県会計規則第84条第2項に定める要件を満たした場合には、中間前払金を対象金額の10分の2以内で支払うことができる。ただし、前払金と中間前払金の合計は対象金額の10分の6を越えないものとする。

ここでいう対象金額は、各会計年度の出来高予定額とする。各会計年度の出来高予定額は、下記に示す範囲を目安として、発注者と協議するものとする。

令和6年度 全体請負金額の概ね48%

令和7年度 全体請負金額の概ね52%

なお、当初契約においては前記の前払金を支払うものとして一般管理費を補正してあるが、前払金を支払わない場合でも補正の率は変更しない。また、部分払いについては、各会計年度2回以内とする。ただし、中間前払金があるときは、部分払いは各会計年度1回以内とする。

施工条件明示（特記すべき事項）

基本事項	明示事項	明示内容	出典		該当項目
				頁	
基本事項	概算数量発注	・概算数量発注方式により積算・工期設定	共通仕様書 11-7-1-14	11-72	-
		設計金額2,500万円未満 標準工期+15日付与			
		設計金額2,500万円以上 標準工期+30日付与			
	契約保証金	・契約の保証は、当初請負金額が500万円を超える場合、請負金額の10分1以上の金銭的保証を要す。	契約書 第36条	-	○
	前払金	・前払金を40%の範囲内で支払うことができる。	契約書 第35条	-	○
		・本工事については、令和7年4月1日以降に請求することができる。			
		・中間前払金を請求することができる。			
		①工期の2分の1以上を経過していること。 ②工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。 ③既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。			○
	部分払い	・部分払いの請求は2回以内で、前払金がある場合でも2回とする。ただし、中間前払金があるときは、部分払いは行わない。	契約書 第38条	-	○
	契約工期	・契約工期は、令和7年3月25日限りとする。	共通仕様書 11-7-1-21	11-77	○
		・翌年度へ繰越予定である。（繰越承認後の工期は、380日間を予定）			○
	余裕期間	・余裕期間設定契制度の対象工事	共通仕様書 11-7-1-29	11-82	-
		〇〇日、〇月〇日まで			
	週休2日（試行）	・「週休2日」試行工事（4週8休以上）	共通仕様書 11-7-2-9	11-86	○
	請負代金内訳書及び工事費構成書	・請負金額1億円以上かつ工期が6ヶ月を超える工事	共通仕様書 3-1-1-1	3-1	○
	品質証明	・予定価格1億円以上で対象工事	共通仕様書 3-1-1-6	3-5	○
	配置技術者等の途中交代	・技術者の途中交代	共通仕様書 11-7-1-3	11-69	○
	監理技術者等の専任を要しない期間	・請負金額4,000万円以上の工事	共通仕様書 11-7-1-4	11-69	○
	現場代理人常駐	・現場代理人の常駐を要しない場合の明確化	共通仕様書 11-7-1-5	11-69	○
	現場代理人兼任（試行）	・現場代理人の兼任に関する運用の試行 兼任可能3件、80,000千円未満など	共通仕様書 11-7-1-19	11-75	-
特例管理技術者の配置	・下請合計金額4,500万円以上で、監理技術者の兼任を認めない工事	共通仕様書 11-7-1-18	11-74	-	
	・下請合計金額4,500万円以上で、監理技術者の兼任を認める工事			○	
中間検査	・本工事は、中間検査を実施する工事（原則3,000万円以上）	共通仕様書 3-1-1-8 11-7-1-17	3-5	○	
	・本工事は、中間検査を実施しない工事（浚渫、奇洲除去など）		11-74	-	
施工体制台帳	・施工体制台帳及び施工体系図等の取り扱い	共通仕様書 1-1-1-10	1-8	○	
施工体系図		11-7-1-9,10	11-71		
法定外の労災保険付与	・「土木工事標準積算基準書」を適用する全ての工事	共通仕様書 1-1-1-41	1-31	○	
熱中症対策	・熱中症対策に資する現場管理費の補正対象工事	共通仕様書 11-7-1-13	11-72	○	

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項	明示内容	出典	頁	該当項目
時間的制約を受ける工事	・時間的制約を受ける公共土木工事の積算	共通仕様書 11-7-1-15	11-73	—
	①工事全体で制約			—
	②現道上の工種で制約			—
	③積算しない			○
施工箇所所在	・施工箇所が点在する工事の積算方法	共通仕様書 11-7-1-24	11-78	—
	「○○地区、○○地区、○○地区」			
	一般管理費等の算出率は「○○地区」で設定			
現場環境改善 (イメージアップ)	・現場環境改善の適用工事	共通仕様書 11-7-1-20	11-75	○
CCUS	・建設キャリアアップシステム活用工事	共通仕様書 11-7-1-11	11-71	○
排出ガス対策型 第3次基準値	・排ガス3次基準以上の建設機械の確保が困難と想定される場合 ○○（工種名）（S○○○○）における○○（建設機械名）の機械損料（損料）の第○次基準値の建設機械	共通仕様書 11-7-2-11	11-86	—
	・排ガス3次基準以上の建設機械の確保が可能または可否の判断ができない場合 クローレン(120t吊り),ウォータージェット(243kw),溶接機(D300A)の機械損料（損料）の第3次基準値の建設機械			○
地域外労働者確保	・地域外からの労働者確保に要する設計変更の試行について 三島村（全域）、十島村（全域）、口永良部島、加計呂麻島、与路島、請島の工事	共通仕様書 11-7-1-30	11-82	—
国土調査の基準点	・国土調査の基準点等測量標識等の保全	共通仕様書 11-7-2-1	11-83	○
電子納品	・電子納品ガイドライン対象工事	共通仕様書 11-7-1-1	11-69	○
県産資材の優先使用	・県産資材の優先使用	共通仕様書 11-7-1-7	11-70	○
下請工事管内優先活用	・下請工事における管内（県内）建設業者の優先活用	共通仕様書 11-7-1-8	11-71	○
快適トイレ	・建設現場における「快適トイレ」設置試行対象工事	共通仕様書 11-7-1-12	11-72	○
三者技術調整会	・本工事は、三者技術調整会を開催する工事	共通仕様書 11-7-1-23	11-77	—
	・本工事は、三者技術調整会を開催を予定していない工事			○
危機事象時緊急連絡先	・土木工事等において危機事象が発生した場合の対応 地域振興局名： 南薩地域振興局建設部河川港湾課 緊急連絡先： 0993-52-1384	特記事項	—	○
暴力団不当介入	・暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置	共通仕様書 11-7-1-2	11-69	○
工程関係	河川区域制約	・令和○年○月○日までは、出水期であるため着手できない。	特記事項	—
	占用物件など	・令和○年○月○日までに、NTT電柱移設が完了予定である。	特記事項	—
	部分引き渡し	・令和○年○月○日に○○○○部分を引渡しを行う。	特記事項	—
	作業不能日数	・本工事の工期は、波浪等により作業不能日数を○○日見込む。	特記事項	—

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容				出典	頁	該当項目
用地関係	他工区との調整	・上ノ山橋P1橋脚に係る工事については、先に発注している(R5-1工区、工期令和7年3月25日)、(R6-1工区、工期令和7年3月25日)が同時期施工となる。ヤードや工事用道路の調整など、円滑な施工となるよう工程調整を行うこと。				特記事項	-	○
	補償物件	・一部の用地については、現在移転中であり、令和3年〇〇月までに移転完了予定である。				特記事項	-	-
	工作物	・No〇〇～No〇〇までの区間は、農作物の収穫が終わる令和3年〇月〇日頃まで着工してはならない。				特記事項	-	-
公害関係	仮設ヤード	・本工事における〇〇の製作に当たっては、仮設ヤードとして下記を考慮。諸条件により難い場合は、別途協議する。 (1) 場 所： (2) 期 間： (3) 復旧条件：				特記事項	-	-
	公害防止	・本工事の基礎杭(H型鋼)の打込については、油圧式高周波型パイプロハンマによる打込みを計画している。なお、現地の状況(土質、地質、周辺環境等)により、これによりがたい場合は、別途監督職員と協議するものとする。				特記事項	-	○
	水替・流入防止対策	・本工事における〇〇工については、〇〇による水替を〇〇日間(常時)を計画しているが、これによりが難い場合は、別途協議する。				特記事項	-	-
工事関係	ICT活用工事	・発注者指定型「ICT土工10,000m3以上」				試行要領	-	-
		・受注者希望型「ICT土工」						-
		・受注者希望型「ICT作業土工(床掘)」						-
		・受注者希望型「ICT土工(1000m3未満)」						-
		・受注者希望型「ICT小規模土工」						-
		・受注者希望型「ICT法面工」						-
		・受注者希望型「ICT舗装工」						-
		・受注者希望型「ICT舗装工(修繕工)」						-
		・受注者希望型「ICT付帯構造物設置工」						-
		・受注者希望型「ICT地盤改良工」						-
		・受注者希望型「ICT河川浚渫工」						-
		・受注者希望型「ICT構造物工(橋脚・橋台)」						-
		・受注者希望型「ICT構造物工(橋梁上部)」						-
		・受注者希望型「ICT基礎工」						-
		・受注者希望型「ICT擁壁工」						-
コンクリート工	・コンクリートは、JISA5308に規定するレディーミクストコンクリートとし、品質については、下記のとおりとする。				特記事項	-	-	
	呼び強度	スランプ	空気量	粗骨材最大粒径			-	
	使用工種	水セメント比	セメントの種類	その他			-	
							-	
スランプ	・鉄筋コンクリート構造物等のスランプ値について				共通仕様書 11-7-2-10	11-86	-	
シラスコンクリート2次製品	・シラスコンクリート間知ブロック、・シラスコンクリート大型積ブロック、・シラスコンクリート歩車道境界ブロック(B型)、・シラスコンクリート落蓋U型溝及び蓋版(縦断用)、・シラスコンクリート落蓋U型溝(横断用)、・シラスブロック(平板型)・(地域自然石型)、・かぶせ蓋式U型側溝及び蓋版(道路用・水路用)				共通仕様書 11-7-2-6	11-85	-	
交通誘導警備員	・現道工事等における交通誘導警備員の資格要件の条件明示				共通仕様書 11-7-1-22	11-77	-	

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項	明示内容			出典	頁	該当項目	
工事用道路関係	・盛土材の運搬経路は、土取場⇒主要県道 ○○○線⇒市道○○線⇒現場とし、他の経路は通行してはならない。			特記事項	-	-	
	・現況の上ノ山橋については、南さつま市の管理であり、通行車両の重量制限があるため、工事用車両の通行は避けること。			特記事項	-	○	
	・本工事施工に伴う工事用車両進入路のうち、粉じん防止のため1日○○回程度の散水を行うとともに、路面維持に努めること。			特記事項	-	-	
仮設道路関係	・仮設道路については、別添資料のとおり、幅員W= m、延長L= mで計画している。これにより難い場合は、別途協議するものとする。			特記事項	-	-	
工事標示施設	・通常看板「道路工事現場における表示施設等の設置基準」			特記事項	-	-	
	・「防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策」追加看板					-	
仮設備関係	・本工事の施工のために必要な迂回路に仮設する仮橋の構造は、別添図面とおりとし、存置期間は、令和○○年○○月○○日とする。			共通仕様書 11-7-1-28	11-81	-	
	・本工事で設置した足場は、引き続き発注される○○工事（令和3年○月発注予定）及び○○○工事（令和3年○月発注予定）に使用する予定があるので、工事完了後も存置するものとする。					-	
ヤンバルトサカヤスデ	・ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について (対象市町村については鹿児島県ホームページにて最新版を確認のこと。)			共通仕様書 11-7-2-3	11-84	○	
過積載防止	・建設工事における過積載防止の徹底について			共通仕様書 11-7-2-2	11-83	○	
遠隔臨場（試行）	・公共工事等における遠隔臨場の試行工事			共通仕様書 11-7-1-16	11-73	○	
鳥インフルエンザ	・高病原性鳥インフルエンザ対策の徹底について			共通仕様書 11-7-2-7	11-85	-	
建設副産物	建設発生土は、下記の場所に搬出すること。 受入れ場所：○○市○○町○○地内 処分場名：○○○○○○処分場 運搬距離： 0 km その他：			共通仕様書 11-7-1-26	11-80	-	
	建設リサイクル法	工程	作業内容	分別解体等の方法（※）	共通仕様書 11-7-1-24	11-79	○
※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は、記載の必要はない。 ②再資源化等をする施設の名称及び所在地	①分別解体等の方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	鹿児島県における再生資材活用工事実施要領（土木）の運用	-	
		②土工	土工 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用			
		③基礎工事	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用			
		④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用			
		⑤本体付属物	本体付属物の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用			
	特定建設資材廃棄物の種類		施設の名称	所在地			

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項	明示内容				出典		該当項目
						頁	
再生資源の利用	資材名	規格	備考 (使用箇所)		共通仕様書 11-7-1-25	11-78	—
	再生加熱アスファルト混合物	A s 量 ▲%密粒再生					
	再生切込砕石（かごしま認定リサイクル製品）	RC-40(30)					
建設発生土の利用	・〇〇に使用する土は〇〇工事の建設発生土を利用するものとする。				共通仕様書 11-7-1-25	11-78	—
建設副産物の搬出	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離	共通仕様書 11-7-1-25	11-78	—
①指定副産物	コンクリート						
	アスファルト						
	木くず						
②一般廃棄物	刈草・選定枝葉						
建設汚泥の再生利用	中間処理の場所	中間処理の方法	再生品の品質	利用用途	共通仕様書 11-7-1-25	11-79	—
①処理概要							
②「建設汚泥処理土の品質区分基準」	品質区分基準	指標等		試験回数	共通仕様書 11-7-1-25	11-79	/
	品質基準	コーン指数					
	生活環境保全上の基準	土壌環境基準（環境基本法） 特定有害物質の含有量基準（土壌汚染対策法）					
建設汚泥の搬出	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離	共通仕様書 11-7-1-25	11-79	/
①施設の名称及び所在地							
②受入時間	〇〇処分場：〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分 エコパークかごしま：〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分						
③その他 仮置き等必要条件							
根株、伐採木等の利用	保管場所：〇〇市〇〇町〇〇地内				共通仕様書 11-7-1-27	11-81	—
発生工事 利用工事	・〇〇市〇〇町〇〇地内に保管している、根株・伐採木を法面工の基盤材として、発注者から引き受けることとする。						—
その他	関係機関との協議	・本工事における、下記工種については、〇〇〇と近接して施工するため、施工計画作成及び工事の施工にあたっては、十分に留意するものとする。			共通仕様書 1-1-1-36 11-7-2-5	1-28 11-85	—
	施工体制点業務への協力	・本工事の施工体制点検業務を委託している「施工体制調査員」が工事現場に点検を実施する。			共通仕様書 11-7-2-4	11-84	○
	路上工事の縮減	・路上工事縮減に関する行動計画			特記事項	—	○
	①お盆						○
	②年末年始						○
		③交通への影響が大きい期間（祭り、イベント等）					○
	漁協権者との調整	・工事着手前に、内水面漁業権者と工法、施工時期、水質汚濁防止の方法等について協議し、河川工事の理解と協力を得ること。			特記事項	—	—

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項	明示内容				出典	頁	該当項目
工事現場発生品	・在来施設の撤去により生じた現場発生品は、当該工事に使用するものとし、残量については、下記の場所まで運搬のうえ引渡すものとする。				共通仕様書 1-1-1-18	1-12	-
	現場発生品名		引渡場所				
支給材料及び貸与品	・本工事における支給品は、下記のとおりとする。				共通仕様書 1-1-1-17	1-11	-
	支給品名	規格	数量・単位	支給場所			
部分使用	・本工事については、工事引き渡し前に工事請負契約書第33条により下記について部分使用する場合がある。その際は、受注者の承諾を得るものとする。				契約書 第34条	-	-
	(1) 部分使用範囲：別添図のとおり (2) 目的： (3) 部分使用期間：令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日						

その他様式	工事打合せ簿・目次	工事関係書類 一覧表
	材料使用承認願	工事関係書類 一覧表
	県産資材等不使用状況報告書・建設資材使用実績報告書	工事関係書類 一覧表
	下請工事管内建設業者等不活用状況報告書・下請業者使用実績報告書	工事関係書類 一覧表
	段階確認書	工事関係書類 一覧表
	安全・訓練等の実施状況報告書	工事関係書類 一覧表
	災害（事故）報告書	工事関係書類 一覧表
創意工夫・社会性等に関する実施状況	工事関係書類 一覧表	

建設キャリアアップシステム活用工事報告書

工事名	令和 年度完成	
項目名	未達成の要因	改善策
登録事業者率		
登録技能者率		
就業履歴蓄積率		

※目標基準のいずれかが未達成の場合、本様式を発注者（工事完成書類に添付）に提出すること。